

放課後等デイサービス

ひなた

事故・防災・感染症
あんしんあんぜんマニュアル



2011年3月 仙台市にて撮影

令和 6年 6月 1日 作成

1 マニュアル作成の主な目的

- 利用児及びご家族に、安心かつ安全な療育サービスの提供を受けていただくこと。
- 利用児及びご家族に、質の高い療育サービスを提供すること。
- 療育サービスの提供中の事故を、未然に防止すること。
- 療育サービスの提供中の急病等の処置を遅れなくすること。
- 事故発生時及び緊急時に、迅速で適切な対応ができるようにすること。
- 事業所の職員に対し、危機管理体制の確立を周知すること。
- 事業所内での連絡体制と協力体制を強化し、他の関係機関先との連携を図ること。
- 事故の再発防止に努めること。

2 事故発生を防止するために

ア マニュアルの習熟・整備

職員は事故防止のために「あんぜんあんしんマニュアル」を日頃から熟知し、これらを準拠した職務行動を取る。また、マニュアルは常に利用者、そのご家族に見える場所に置き、常に必要な見直しを行っていく。

イ 緊急連絡先一覧表の作成

緊急連絡先一覧表を作成し、非常用持出袋に入れる。

ウ 事故防止および防災訓練の実施

事故防止のための訓練（普通救命講習）および防災訓練を定期的に行う。

エ 施設・設備の改修要望

施設・設備について、利用児・職員の安全性の確保と、療育サービスの質の向上のために、必要な改修の要望を行う。

オ 障害者権利条約およびこどもの権利条約を遵守し、権利を擁護する。

そのための職員間のカンファレンス（意見交換）の場を定期的および随時設ける。

カ ヒヤリハット事例収集

現場における利用児支援上の「ヒヤリハット」事例を随時収集し、必要な見直しや改善を実施する。

ケ ご指摘への対応

ご指摘受付責任者：施設長

ご指摘解決責任者：理事長

3 事故発生時初期対応

ア 利用児全員の心身の安全確保を最優先として、ただちに措置、治療、心理的なケアなどを行う。これらは事故などの現場にいた職員が直に行う。また、他の職員は必要な応援、その他の利用児のケアにあたる。

イ 医療的な処置が必要な場合は、救急車の手配を迅速に行う。

ウ 施設長への報告を迅速に行い、救急対応後の処置について指示を仰ぐ。

エ 利用児ご家族への連絡および報告について

(1) 責任職、職員は、事故などの状況を把握し、その規模・程度に応じて当該のご家族へ早期に報告し、説明を行う。

(2) 原則として報告は速やかに行うが、比較的軽妙な事故については、これらの対応を関係の職員がおこない、結果について責任職へ報告する。

(3) 対応職員は、事業をよりあんしんあんぜんなものにしていくため「事故報告書」は当日、「ヒヤリハット」は遅くとも3日以内に作成し、職員全員で共有する。必要に応じて、マニュアルの改訂をおこない、再発防止に努める。

オ 継続対応が必要な場合

施設長が必要機関と連携し利用児のご家庭と話し合い、誠意をもって対応に努める。

4 衛生・健康管理 医療マニュアル

○職員の衛生管理

・職員は、感染症予防と健康維持のため常に清潔を心がけ、手洗い、手指消毒を就業開始とその他必要に応じて行う。

・日々の療育の中で換気や消毒を行い、感染症の流行がおこらないよう施設・設備の管理を行う。

ア 服薬

服薬管理は、原則として職員は行わない。

※緊急を要する場合（抗てんかん薬、アナフィラキシーショックの際のエピペン等）はご家庭と相談の上、対応することがある。

イ 感染症

日々の生活の中で、**利用児・職員ともに手洗いを習慣づけて**いきます。

また、医師による療養解除の指示を受けて**登校を開始するまで**利用を控えていただく。（登校許可証等の提出は必要無し）

職員に関しても医師の指示に従い、許可が下りるまで自宅待機とする。

この際の規定に関しては、職務規定に準ずる。

インフルエンザ・コロナウイルス流行時対応マニュアル

新潟市の「感染症情報」をチェックし、流行に備える。

[流行期間 利用中に発熱した場合]

- (1) ご家庭に連絡し、お迎えを要請する。
- (2) お迎えまで休息室に個室を確保し、隔離する。
※対応職員は、できるだけ固定する。
- (3) 患児と対応するときはマスク、エプロン、手袋をし、対応後はその都度手洗い・うがい・手指消毒をする。
- (4) エプロンは患児の部屋を出るときにははずし、対応の時に再び付けて対応する。

[感染症による出席停止期間]

- (1) インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
- (2) 新型コロナウイルス：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

その他の感染症についても学校保健法による基準（資料）を参考にする。

※資料 「学校感染症の種類と出席停止期間の基準について」

感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第1類 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブル ブ病、ラッサ熱、急性 灰白髄炎、ジフテ リア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコ ロナウイルス属 SARS コロウイルスであ るものに限る）、鳥インフルエンザ（病原 体がインフルエンザウイルス A 属性イン フルエンザ A ウイルスであってその血清 亜型が H 五 N ーであるものに限る）	治癒するまで	
第2類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ （H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を 経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正 な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過、かつ全身状態が良好になるま で
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快 した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがない と認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがない と認められるまで	
第3類 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結 膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがない と認められるまで	

※その他感染症…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症など学校教育活動にお
いて流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

ウ 応急処置

常備品（絆創膏、外傷消毒液、アクリルガーゼ、消毒用アルコール、塩素系漂白剤、ピンセット、とげ抜き、脱脂綿、綿棒、ビニールディスポ手袋、体温計、携帯用救急箱、包帯、冷却ジェルシート、湿布薬、虫刺され薬）を常備し、定期的に使用期限などを確認する。

エ 予想される症例対応について

○てんかん発作対応

- (1) 対応者が落ち着く。
- (2) 吐き気やヨダレが多い時は顔を横に向ける。
- (3) 衣服を緩める。周りの危険物を取り除く。
- (4) けいれんの持続時間を計測する。
- (5) 顔色、意識の有無、目つき、目の方向、左右差、手足の状態、体温を観察し、記録する。
- (6) ご家庭へ連絡し、お迎えを要請する。
- (7) 30分以上続く場合（迎えが間に合わない場合）は、必要に応じて救急車対応する。

○頭部打撲

- (1) 意識障害、頻回の嘔吐、けいれんがある場合は、すぐに救急車対応をする。
- (2) 意識があり、嘔吐・けいれんが無い場合は、受傷部位を冷やし、安静にして様子を見る。

○傷

- (1) 流水で傷口をきれいに洗い、止血する。
- (2) 消毒後、ガーゼで保護してできるだけ患部を冷やす。
- (3) 傷が深い場合や異物混入のおそれがある場合には、ご家庭にすぐに連絡し、状況に応じて対応する。

○咬傷

- (1) 傷口を流水でよく流した後、消毒する。
- (2) ガーゼで保護してできるだけ冷やす。

○発熱

- (1) 発熱の場合、ご家庭に連絡してお迎えを要請する。
- (2) お迎えまで、体調観察、安静にできる個室への移動、水分補給、必要に応じて冷却ジェルシートによるクーリングを行い、利用児の精神的安定を図る。

○下痢・嘔吐

- (1) 他の利用児を別室に移動させ、落ち着くのを待つ。
※嘔吐後は落ち着いていても1～2時間は飲食を控える。
- (2) ご家庭に連絡し、お迎えを要請する。
- (3) 嘔吐物、便の状態について観察し、ご家庭に伝達する。

○アレルギー

- (1) 利用契約時にアレルギーの有無についてご家庭より聞き取りを行い、対応方法についても細かく指示を仰ぐ。
- (2) 不測の事態においては、冷静に事前の指示に従い行動するとともにご家庭に連絡し、細かく情報を伝え、指示に従う。
- (3) 利用児の状態（バイタルチェック等）によっては救急車対応する。

オ 消毒について

- (1) 日常の清掃時に、ドアノブ、水道栓（蛇口）、手すり、遊具などよく触れる部分はアルコール消毒液を使用して消毒を行う。
- (2) 感染症流行時には0.02%（1リットルのペットボトル1本の水にペットボトルキャップ1杯）の塩素系漂白剤希釈液で消毒する。
- (3) 血液・嘔吐物が付着した時は、0・1%（1リットルに対しキャップ4杯）の塩素系漂白剤希釈液を使用して消毒を行う。

5 所在不明時の対応

万が一利用児が所在不明になった場合、次のとおり対応する。

- (1) 利用児不明の確認 責任職への連絡をおこなう。
- (2) 施設内と外周の探索（15分間）
施設に1人を残し、他の職員は携帯とプロフィールをもち探索を行う。
- (3) ご家庭、警察署等関係機関に連絡
発見された場合：施設内に残っている職員に連絡。そこからご家庭、施設長、関係機関、探索職員へ連絡を入れる。
未発見の場合：30分経過後一度施設へ戻り、今後の方策について警察を入れて打ち合わせを行う。

6 防災対応

○平常時の対応

- ア 消防計画の届出と防災設備の設備点検

- イ 防災体制の整備（早期通報 職員動向 防災機材 緊急持出袋の点検）

- ウ 利用児情報の管理・更新

- エ 地域情報の把握（避難場所 避難経路等）

- オ 防災訓練の実施（避難・消火・通報、災害伝言ダイヤル 171）

- カ 緊急連絡網（関係機関・職員）の作成

○地震

ア 地震発生時の対応

- （1）利用児を安全な場所（落下物の少ない部屋の中央）に誘導し、姿勢を低くし毛布・座布団等で頭を保護する。
- （2）出入り口の確保と火の元の確認を行う。ゆとりがあれば、ブレーカーを落とす。
- （3）個室、トイレにいる利用児がいないか確認をする。
- （4）揺れが収まったら靴を履き、季節に応じた防寒具を着て避難を開始する。
- （5）緊急避難袋・名簿・プロフィールを持つ。
- （6）車中の場合は、車が安全な場所に停まるまで、前の座席をつかみ、頭を下げるよう伝える。その後、安全を確認し車外へ誘導する。
- （7）ラジオなどで情報を収集し、地域・近隣の避難場所へ安全に留意し移動する。
- （8）連絡が取れるようであればご家庭に連絡、安否確認をおこなう。
また、災害伝言板171に避難場所・利用児の状況などを入れておく。
※メッセージを聞く際は、音声案内に従い、ひなたの固定電話の番号を入力していただく。
- （9）避難の際、利用児が不安にならないよう心身の状態に十分に配慮する。

イ 津波発生時の対応

- (1) 市内の防災放送の指示に従い、ビニール袋に着替えを入れ避難袋・名簿・プロフィールをもち、指定された避難場所へ速やかに移動する。

※原則として『水平避難』

津波被害の恐れが無い、当法人の別施設に避難する。

- (2) ラジオなどで情報を収集するとともにご家庭に避難場所を連絡する。
- (3) 避難が完了したら着替えをし、心身の健康に留意する。

○火災

- (1) 利用児・職員に火災を知らせ、人員確認をする。
- (2) 避難経路について伝え、誘導する。
- (3) 口元にハンカチ等を当て、姿勢を低くして施設を出る。
- (4) 通報担当職員は消防に連絡したあと、初期消火をおこなう。
※初期消火は出火から3分以内、床面だけが燃えている場合のみ。
- (5) 電気火災が想定される場合は、ブレーカーを落とす。
- (6) 緊急避難袋・名簿・プロフィールを持って避難する。
- (7) 近隣の方に火事を知らせ、利用児の保護の手伝いをお願いする。

○水害

- (1) 市内の防災放送の指示に従い、ビニール袋に着替えを入れ、緊急避難袋・名簿・プロフィールを持って、指定された避難場所へ速やかに移動する。
- (2) ラジオなどで情報を収集するとともにご家庭に避難場所を連絡する。
- (3) 避難が完了したら着替えをし、心身の健康に留意する。
- (4) 教育施設が休校になるなど事前に水害を含む自然災害が予想される場合は、本施設も休業となることを前日の時点で保護者にお知らせする。

○ミサイル発射情報（ジェイアラートによる国民保護情報）

- (1) 窓から離れ、できるだけ安全が確保できる物陰に隠れるよう利用児を誘導する。
- (2) 不安が強くないよう、落ち着いた声で話しかけながら収束をまつ。
- (3) 利用児に聞こえないようにイヤホンなどを使い情報を収集する。
- (4) 緊急持出袋・名簿・プロフィール・毛布・救急用具などを緊急の際に対応できるよう、身近に置いておく。
- (5) 国の指示に従い、避難を開始する。

○不審者

- (1) 利用児が通学する近隣の学校とは普段から連携を取り、不審者情報を含めた様々な情報を共有できるようにしておく。
- (2) 防犯のため、利用児がいる時は施錠を行い、インターホンを設置し、外部からの不審者の侵入を防ぐよう心がける。
- (3) 万が一、侵入者があった場合は子どもたちを別室に避難させ、職員が2人以上でさすまた等の防犯グッズを使い、利用児の安全を確保することに努める。
- (4) 利用児とともに別室に避難した職員は、落ち着いた声で利用児を安心させるように配慮するとともに、すみやかに警察に通報する。

(災害時役割分担)

避難経路確認担当者	(指導員)
利用児避難誘導担当者	(指導員)
非常用持出袋持ち出し担当者	(指導員)
避難時最終確認担当者	(施設長)
情報・連絡担当者	(施設長)

★事故発生時の基本フロー

